

嘉麻市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、嘉麻市立図書館（以下「図書館」という。）が所蔵する雑誌のカバーを広告媒体として活用することで、図書館の新たな財源を確保することにより、雑誌コーナーの充実を図り、もって図書館サービスの向上を図ることを目的として、嘉麻市有料広告掲載事業実施規程（平成26年告示第11号。以下「広告規程」という。）に定めるもののほか、嘉麻市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(制度の内容)

第2条 この要綱において、「雑誌スポンサー制度」とは、雑誌のカバーに広告を掲載する者（以下「スポンサー」という。）が指定する雑誌のカバーの裏面にスポンサーの広告を掲載し、図書館利用者の閲覧に供する制度をいう。

2 カバーは図書館が用意するものとし、雑誌の最新号に掲載するものとする。

(スポンサーの対象者)

第3条 スポンサーの対象者は、企業、商店（個人事業者を含む。）及び団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、雑誌スポンサー制度に申込みをしようとする者（法人にあっては、代表者も含む。）が広告規程第3条第2項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、スポンサーの対象としない。なお、広告の掲載期間中にこれらに該当すると認めたとときも同様とする。

(1) 市の入札参加資格において指名停止措置を受けているもの

(2) その他教育長が適当でないと判断したもの

(広告の規格等)

第4条 広告の規格は、雑誌のカバーに収まるものとする。

2 広告は、スポンサーが作成した片面印刷のものとする。

3 広告の内容変更は、年間3回までとし、変更にあたっては、事

前に協議し、嘉麻市立図書館長（以下「図書館長」という。）の承認を受けなければならない。

4 雑誌架には、スポンサー名を表示するものとする。

（広告掲載料及び納付等）

第5条 広告掲載料は、広告を掲載した雑誌の年間購入費とする。

2 スポンサーは、図書館長が指定した期限までに、納入通知書により広告掲載料を一括して納入しなければならない。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 既に納入された広告掲載料は、還付しない。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（広告の掲載期間等）

第6条 広告の掲載期間は、掲載を始めた月の翌月から起算して最低1年以上とする。

2 前項の規定にかかわらず、スポンサーが第3条第2項のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに広告の掲載を中止するものとする。

（雑誌の選定）

第7条 スポンサーは、別に定める雑誌リストから広告を掲載する雑誌を選定するものとする。この場合において、雑誌リストに記載されていない雑誌についても、図書館長との協議により選定できるものとする。

（スポンサーの募集時期）

第8条 スポンサーの募集は随時募集するものとする。

（申込方法）

第9条 申込者は、嘉麻市立図書館有料広告掲載申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

（1）広告の図案

（2）スポンサーの概要が分かるもの

（3）その他教育長が必要と認めるもの

（広告掲載の決定）

第10条 教育長は、前条に規定する申込書の提出を受けたときは、

広告規程第3条各号に基づき、当該広告案の内容等を審査のうえ、掲載の可否について決定を行い、その結果を嘉麻市立図書館有料広告掲載決定（却下）通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

（休刊の場合の措置）

第11条 広告を掲載している雑誌が休刊したときは、図書館長及びスポンサーで協議の上、別の雑誌に広告を振り替えることとする。

（広告掲載の責務）

第12条 スポンサーは、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。